

ひがしなかの しゅうどう
東中野修道
 亜細亜大学教授

ティンパリー同様、「虐殺」の証人として知られるベイツも国民党中央政府の顧問だった！

まだあった「南京虐殺虚構の証明」

南京大学教授 ベイツの「化けの皮」

ティンパリー同様、「虐殺」の証人として知られるベイツも国民党中央政府の顧問だった！



イエール大学で発見されたベイツ関連新資料 (写真はベイツ)

M・S・ベイツの謎

南京陥落（一九三七年・昭和十二年十二月十三日）後に、日本軍による中国の一般市民や捕虜への虐殺があったか、なかったかを証明するには、いくつかの「鍵」が必要であろう。その決定的な鍵を握っているのは、私はマイナー・サール・ベイツ（M・S・B）だと思う。彼は、アメリカ人で、当時は南京大学の歴史学教授であり、敬虔な宣教師でもあった。従って、彼は中立的な民間人であると思われ、その時に発表した南京事件に関する資料や声明などは客観的なものとして高く評

価されてきた。

だが、ベイツ同様に中立的な証言者ともみなされていたイギリスの『マンチェスター・ガーディアン』の特派員であったティンパリー記者が、実は国民党中央宣伝部顧問であった事実が、北村稔氏の『南京事件』の探究（文春新書）や鈴木明氏の『新「南京大虐殺」のまぼろし』（飛鳥新社）などで近年解明された。

同じことがベイツにもいえるのではないかとこの疑問を私は抱いてきた。しかし、『南京虐殺』の徹底検証（展転社）を四年前に書いた時、このベイツに対する謎がどうしても解けず、そのままになっていた。ところが、昨年、彼に関する

る史料を保存しているイエール大学を訪問し、長年のその疑問が氷解した。彼もやはりティンパリー同様、国民党中央政府の顧問だったのである。

その新事実を紹介する前に、先ずベイツに関する「謎」がどのあたりから生じていたかを指摘しておきたい。

ベイツは、一九三八年（昭和十三年）一月二十五日、南京の日本軍の残虐行為を「メモランダム」に纏め、それを次の五冊の単行本に掲載していた。執筆した日付順に並べると次のようになる。

①ティンパリー編『戦争とは何か』（一九三八年三月二十三日）

②徐淑希編『日本人の戦争行為』（三八年四月十二日）

年四月十二日）

③徐淑希編『要約・日本人の戦争行為』（三九年一月二十八日）

④『チャイニーズ・イヤー・ブック一九三八—一九三九』（三九年三月十五日）

⑤徐淑希編『南京安全地帯の記録』（三九年五月九日）

ところが、この五冊に収録されている彼の「メモランダム」をそれぞれ照合してみると、次に示す④と⑤の二つの文が①にはあるが、②③④⑤には無いのである。

④「三千体がその地点にはあって、大量処刑のあと積み重ねられたり並べられたりしたまま、放置されていると埋葬隊は報告している」

⑤「非武装の四万人近い人間が南京城内や城壁近くで殺されたことを埋葬証拠は示しており、そのうちの約三割は決して兵士ではなかった」

しかも、①にのみベイツが常に使う「M・S・B」のサインがない（②③④⑤の四冊にはそのサインがある）。これは何故なのか。

①と②の序文の日付の差は約二十日である。ほぼ同じ時期に出版社に渡されたであろう同じ原稿を、なぜ②③④⑤でも使わな

かったのか。後で新しい発見があって、追記するということはありうるが、この場合は、先に書いた原稿の一部をわざわざカットしているのだ。ここには作偽が感じられるし、また①に限って、何故匿名にしなければならなかったのか。長年、それが謎であった。

そもそも、①のティンパリー編『戦争とは何か』は、複数の匿名の原稿で構成されていた。その匿名の執筆者を、今から約二十年前に、南京問題の研究者である板倉由明氏はベイツたちではないかと推定されていたが、それを裏付ける史料を、このほどイエール大学所蔵の南京関係文書の中に長い間眠っていた「ベイツ文書」（トビラ参照）の中から私は見つけたのである。

但し、何故か、その史料の二頁から九頁までが削除されており、私が発掘したのはその史料の第十頁目からラストの十三頁までの四頁だけである。従って、この文書の正確なタイトルも執筆年も不明である。ただ、残された四頁の中で、ベイツが東京裁判に出廷したことに触れているので、戦後の執筆と判断される（のちにも引用するのでこれを以下「史料X」と略記する）。それによると、執筆分担は次の通りであったと

「もともとティンパリーの本（引用者注：『戦争とは何か』）の第一章（注：『南京の生き地獄』）と第二章（注：『掠奪、虐殺、強姦』）はジョージ・フィッチが書いたもので、ただ十八頁から二十頁は私が書いた。第三章（注：『約束と現実』）、第四章（注：『悪夢は続く』）a、付録Fもまた私である」

すなわち、このティンパリーの本の中で、ベイツは三つの原稿を提供していたのである。

また今回初めて判明したことだが、付録Fの南京「百人斬り競争」の英字新聞記事（一九三七年十二月七日付「ジャパン・アドバタイザー」）もベイツが提供したものであった。

ちなみに、今問題にしようとしている④と⑤の匿名の「メモランダム」は第三章に収録されているが、先の五冊に載った「メモランダム」は、ベイツが昭和十二年十二月三十一日の被害報告と翌年一月三日のメモをもとにして、昭和十三年一月二十五日に脱稿したものだった。その中心的内容は、十二月二十四日から始まった兵民分離の際、日本軍に捕らえられたが自分だけ

は命からがら処刑を逃れて来たと称する中国人の話根拠にして、日本軍の兵民分離を批判したものである。

たとえば兵民分離が始まった十二月二十四日、三千人の男が大学図書館横に集まっていた。日本軍が、彼らに、進んで自首すれば生命は保証すると約束したので、「二三百人」の男が兵士であることを認めて列の前に出てきたところ、日本軍は約束を破って密かに彼らを漢西門（漢中門）外へと連行し、そして処刑したという。しかし運良く死地を脱して、「夜の間にじゅう腹這いになって戻ってきた」という男の話などが収録されていた。

だが、城門の無制限通行は昭和十三年二月二十五日からの実施で、それまで城門は厳重なコントロール下にあったから、これは作り話と思われる。その検証については拙著『南京虐殺』の徹底検証のなかで詳論しているので、ここでは繰り返さない。

ティンパリーとの共闘

従って、一月二十五日脱稿の「メモランダム」は伝聞に基づくもので、根拠が薄弱

であったのだ。バイツが、この「メモランダム」を脱稿したところ、上海のハロルド・ティンパリー（特派員）と南京のバイツとの間で、しばしば往復書簡が交され始めた。

ティンパリーは、先ずバイツに、「市民にたいする日本軍の暴行について目撃者の証言に基づく本の編集を考えている」と、一九三八年（昭和十三年）一月二十九日に第一信を出している。

そしていよいよ編集も最終段階に入り出版社に原稿を渡す時期が近づきつつあった三月十四日、ティンパリーはバイツに「小幅修正」に止まるか、「大幅修正」(Major Revision)に踏み込むか、どちらの意向なのか、知らせてくれるよう督促している。

それから一週間後の三月二十一日、ティンパリーはバイツに、「この本はショックキングの本とならなければなりません。もっと学術的取り扱いをすることによって、ある種のバランス感覚もできるでしょうが、ここでは劇的な効果をあげるためにもそれを犠牲にしなければならぬと思うのです」と提案している。

さらに、三月二十八日、ティンパリーは最後の第十信で、バイツに、「二十一日付

けの手紙、原稿と一緒に、詳しい変更内容も、ともに受け取った」ことを伝え、バイツの「変更」に対して、「まさに我が意を得たり」と伝えている。

実は、この「変更」こそ「大幅修正」であり、先述の④⑤の書き込みであった。今日残っている五つの「メモランダム」を比較検討するとき、④⑤の書き込み以上の「大幅修正」は見い出せない。こうして、国民党の資金援助によって、ティンパリー編『戦争とは何か』が昭和十三年七月に刊行されたわけである。

そこで、バイツがわざわざ書き込んだ二つの文がどういう意味合いを持っていたのかを考えていきたい。ここでは先ず④を再度検討しておきたい。

この文章は、極めて婉曲的な表現であるが、要するに、城内や城壁近くで約三万の戦争捕虜や一万二千の市民が虐殺されたという、「四万人虐殺説」を裏付けようとするための意図的な「加筆」であったといえる。しかしこれは次の五点において事実

と合致しない。

第一に、バイツは全埋葬体を日本軍の虐殺によって生じた死体だと言うが、南京の埋葬体は次の八種類に分類される。

- ① 陥落前、中国軍に銃殺された暴徒の死体、② 陥落前、南京の駅に放置された大量の戦死兵や負傷兵の死体、③ 戦闘中に戦死した兵士（中華門などの前は「死屍累々」であった）、④ 中国軍の督戦隊（味方を背後から監視する部隊）に撃たれて死んだ兵士、⑤ 野戦病院に運び込まれたが死んだ兵士、⑥ 城壁から城外に脱出しようとして転落死した兵士、⑦ 挾江門（かぎやま）を通じて城外に出ようとして死した兵士、⑧ 安全地帯で摘発され揚子江岸で処刑された兵士。

従って埋葬された四万体を全て、日本軍による虐殺体と言うことは到底できない。

第二に、たしかに『南京救済国際委員会

報告書』（一九三九）は、南京の埋葬が紅卍字会の約四万埋葬（実際には約三倍以上の水増しであった）を以て「完了」として明記していた。しかしその埋葬記録が兵士と市民に区分されていなかったことは、大虐殺派の洞富雄氏も認めている。にもかかわらずバイツは何の根拠もなしに、兵士七割、市民三割の比率に分類した。

第三に、バイツは虐殺が「城内や城壁近く」で進行したかのように言うが、城壁近くは激戦地であったから戦死体が出るのは当然で、これを虐殺体と言うことはできない。

第四に、処刑が行われたのは、バイツも東京裁判で証言したように、「殆ど揚子江岸」であって、「城壁近く」ではなかった。

第五に、城内では、約四万体のうちの七五九体（実際には約六百体）を埋葬した

と紅卍字会は記録しているが、それは右記の八種類の死体であった。言うまでもなく、市民の死体数一万二千という数字には程遠い。

以上のように、バイツは全く実情からかけ離れた一文を意図的に創作し、『戦争とは何か』の「メモランダム」に書き込んだというしかない。確かに、こんな学術性を犠牲にしたような一文は、大学教授として矜持があれば、とても実名で出せるものではなく、何よりも匿名にする必要がある。たとはいえよう。

中国政府の「顧問」だった

では、何故バイツは④と⑤をティンパリー編『戦争とは何か』だけに書き込んだのであろうか。

最新刊

猶太難民と八紘一字

上杉千年（歴史教科書研究家）

大御心を体してユダヤ難民を救出・保護した樋口季一郎、安江仙弘、犬塚惟重、杉原千畝ら帝国軍人と外交官の鮮烈な戦い！ユダヤ人は語る「上海は楽園でした」

四六並製 304頁 本体1900円＋税

全5巻シリーズ 4巻まで好評発売中

満洲事変と支那事変

昭和の戦争記念館 第1巻 名越三荒之助編

両事変の真相を貴重な秘蔵写真と新たな視点で説明。主な内容へ「表と兵隊」が描いた戦場へ徳王とモンゴル独立運動へ「独立国家」チベットの好意へ「極東ユダヤ人会」の目的へ「漢奸（売国奴）は敗者の運命」他。

B5並製 216頁 本体2800円＋税

展転社

〒113-0033 東京都文京区本郷1-28-36-301
電話03-3815-0721(代) Fax 03-3815-0786
http://www.znet.or.jp/~tanden/
【価格は税別。送料各1冊340円】

「史料X」は十頁目の冒頭に、「一九三六年の私の作品にたいするH・J・ティンパリーの感謝すべき後押し」があった事実を記し、そして、続けてロバート・モートンというペンネームで、それを「リーダース・ダイジェスト」(一九三八年四月号)に「シナと日本——その精神の衝突する戦争」として転載したことを書いています。つまり、その『リーダース・ダイジェスト』の元原稿に相当する一九三六年の自作に対して、ティンパリーの「後押し」が得られたことに感謝を表明しているのである。いつの時点からか、二人はこんな風にツーカーの仲になっていたことがこの「史料X」からもうかがえるのである。

また、先述した通り、鈴木明氏や北村稔氏が明かしたように、『戦争とは何か』の編者ティンパリーは国民党中央宣伝部顧問であったことが判明している。我々が考えるような公正中立なジャーナリストではなかったのである。そのティンパリーと反日的な点で同志関係にあったベイツも、中華民国政府顧問であったことも次の史料から明らかになった。

それを証明したのが、イェール大学で私が発見した小さな新聞記事の切り抜き(ト

世界初の「南京虐殺」の情報源

さて、冒頭に提示したように、『戦争とは何か』の執筆者は編者以外は全くの匿名であった。その中の一つであるベイツ「モランダム」の中身が事実と異なることを検証してきたが、次に、ベイツが「十八頁から二十頁は私が書いた」という箇所の原稿についても、それを匿名にしていた理由がまた明らかとなった。

そのきっかけとなったのは、平成十一年八月から始まった南京事件研究会の席上、松村俊夫氏がベイツの手紙の一節を指摘されたことであった。それは一九三八年四月十二日、ベイツが上海から「諸友宛て」にティンパリー編『戦争とは何か』の出版予告を知らせる手紙で、次のように書いてあった。

「その本(『戦争とは何か』——引用者注)には、十二月十五日南京を離れようとしていた様々な特派員に利用してもらおうと私が同日準備した声明が掲載されています」

つまり、十二月十五日、南京を離れる欧米の特派員に利用してもらうため、その日ベイツは声明(以後「レポート」と呼ぶ)

ビラ参照)であった。写真説明は次のようになっている。

「中国の首都南京の城門を攻める日本軍の砲撃がこだまするなか、それに怯むことななく、オハイオ州・ハイアラム出身の南京大歴史学教授にして、中華民国政府顧問のマイナー・サール・ベイツ博士(写真)」

は、城壁で囲まれた南京城内の自らの持ち場を離れることを拒否した。アメリカ大使館は、ベイツ博士が最後の瞬間に逃げることを許可し、彼に、城壁をよじ登って降りるさいの縄ばしごを提供した(傍点東中野)

私たちが新聞の切り抜きをする際、しばしば購読紙名をいちいち書かないのと同じように、この切り抜きにも、何月何日の何新聞か、何も書かれていない。ただ、「日本軍が南京の城門を攻めるなか」とあることから、昭和十二年の十二月十三日の城門陥落前後の記事と判断される。

この紹介記事の中に、ことさら虚偽の履歴が書き込まれるべき強い理由も見当たらないから、ベイツが「中華民国政府顧問」であったことを疑う理由もないであろう。

今まで私たちはベイツを南京大学教授にして敬虔な宣教師としてのみ見てきたが、ベ

を準備していたのである。その「レポート」が、ティンパリー編『戦争とは何か』の第二章の中の「十八頁から二十頁は私が書いた」という原稿であった。

ちなみに、十二月十五日、南京を離れた特派員とは、アーチボルド・ステイール(シカゴ・デイリーニューズ)、ティルマン・ダーティン(ニューヨーク・タイムズ)たちのことである。彼らはアメリカ海軍の砲艦オアフ号に乗り、通信手段のなくなった南京から上海の国際租界へと向かう中で、オアフ号から次のような「南京虐殺」の記事を発信している。

「南京陥落の物語は、落とし穴に落ちた中国軍の言語に絶する混乱とパニックと、その後の征服軍による恐怖の支配の物語である。何千人もの生命が犠牲となったが、多くは罪のない人たちであった。それは羊を殺すようであった。……以上の記述は包囲中の南京に残った私自身や他の外国人の観察に基づくものである」(ステイール『シカゴ・デイリーニューズ』十二月十五日付け)

余りにも早すぎる見聞記事ではないか。もっとも、一九八七年、八十四歳になっていた彼は、「南京事件の最初のスクープ記

イツにはティンパリーと同じく中華民国政府側に立った人物であるという一面が存在していたことを、十分に知っておかなくてはならない。二人はそれぞれ、国民党中央宣伝部顧問と政府顧問として、中華民国の政策を、時には資料を捏造しながらも支援し代弁する立場にあったのである。

このような協力的関係に二人はあったからこそ、そしてまた北村氏が明らかにされたように、ティンパリー編『戦争とは何か』は、国民党中央宣伝部の資金的組織的バックアップによって生み出された宣伝本であったからこそ、ベイツは学術性を犠牲にしてまで日本を告発しようとしたのである。そして、その際に巧妙なことに、その記述の責任を示す署名なしの匿名で、④と⑤を加筆挿入したのである。

それは質量ともに大変であった。質においては不法戦闘員の処刑が捕虜殺害と市民殺害に変質され、量においては数百人ないしは数千人の処刑が四万人に拡大されたのである。

この逆宣伝こそ、宣伝本『戦争とは何か』の出版の企画趣旨に添うものであったというしかあるまい。

事ほどのようにして送ったのか」という笠原十九司氏の質問に、「でも教えません。秘密ですから。私は他の記者より数時間先んじていた。どうしてそうできたかは誰も気づかなかった。言うもんですか、船から送ったなんてことを、ハハハ」と答えている(『南京事件資料集・アメリカ関係資料編』青木書店)。

ステイールが数時間も先んじて「南京虐殺」を報道していた背景には、南京大学付属鼓楼医院の外科医であったウイルソンの「ウイルソン日記」からも確認されるように、当時ベイツと一緒にロッキング・パック教授の家に泊まっていた事実があった。他の特派員よりも早くベイツの「レポート」を手でできる「地の利」を得ていたため、当然、他人より先んずることができたのであろう。

仮にベイツが、十二月十五日早朝六時(シカゴ時間十四日午後四時)までに脱稿したレポートを、ステイールが手に入れ、直ちに南京のオアフ号から無線電信でシカゴに送ったとすれば、記事が十五日の『シカゴ・デイリーニューズ』に載ることは可能であった。

彼に続いて、ダーティンも、十二月十八

日付けの『ニューヨーク・タイムズ』に、「殺人が頻発し、大規模な掠奪、婦女暴行、非戦闘員殺害、……南京は恐怖の町と化した。……恐れや興奮から走る者は誰もが即座に殺されたようだ。多くの殺人が外国人たちに目撃されたのである」と報じている。

これらの文章を、ベイツが「戦争とは何か」に収めた「レポート」と次のように比べてみると、その類似性は一目瞭然となる。

「日本軍はすでにかなりの評判を落としており中国市民の尊敬と外国人の評価を得るせっかくの機会さえ無にしてしまいました」「日本軍の入城によって…安心した気持ちを示した住民も多かったのです。殺人、略奪、婦女暴行…事態の見通しはすっかり暗くなってしまった……」(ベイツ)

「日本軍は中国民衆の同情を獲得できるまたとないチャンスを目の奮行により失おうとしている」「日本軍が入城したときにはかすかな安堵感が南京に漂ったが、その幻想はたちまち破れてしまった」(ステイール)

「日本軍は現地の中国住民および外国人から尊敬と信頼が得られるはずのまたとない

機会を逃してしまった」「日本軍が南京城内の支配…安堵の空気が一般市民の間に広まった」この見込みは一変した。大規模な略奪、婦人への暴行、民間人の殺害……(ダーティン)

このように、書き出しは無論のこと、以下、略奪の見聞例やら結論も三者とも「五十歩百歩」のほぼ同様の記述である。

「市内を見まわった外国人はこの時通りに市民の死体が多数ころがっていたと報告」「収容所や避難所の多数の難民は……お金や貴重品を奪われた」「病院職員は現金や時計を奪われ看護婦宿舎からも所持品が奪われ……」(ベイツ)

「市内の通りはいたるところに市民の死体……外国人が見た事実によるものである」「日本軍は難民キャンプにも押し入り、貧しい者からなげなしの金を巻き上げた」「アメリカ人運営の大病院では日本軍は看護婦から金や時計を奪った」(ステイール)

「市内を広範囲に見て回った外国人はいずれの通りにも民間人の死体を目にした」「難民センターを物色し金や貴重品を奪い、時には不運な難民から身ぐるみ剥いでいく……」「大病院の職員は現金と時計を奪

いたのか——。南京陥落五日、南京防衛軍司令官の唐生智が城内の全市民は安全地帯に避難するよう命じていた。南京の欧米人十六名が構成する国際委員会の第九号文書は「貴軍が城内に入ったとき、我々国際委員会はほぼ全ての非戦闘員の住民に安全地帯に集まってもらっていた」と記す。一方、中国兵は戦闘のため殆ど城壁付近にいた。これが十二日の城内の人口分布であった。

の記事が、昭和十二年十二月十五日を皮切りにして、翌年二月までの間に『南京事件資料集』の「アメリカ関係資料編」を見るだけでも三十七回も紙面を飾ることになった。しかもその内容は、ベイツ「レポート」を唯一の根拠にして下敷きにしていった。そこで、このベイツ「レポート」の真偽を今一度検討する必要がある。

というのも、ベイツが十二月十五日早朝六時までに脱稿したという仮定に立てば、ステイールやダーティンの新聞記事は、城門陥落の十三日、翌十四日、十五日未明までの様相を描写したことになるからだ。しかし念のため、また当時の様相を分りやすくするため、陥落前の十二月十二日から十五日までの様相を「外国人が見た」という各種の記録から再現していきたいと思う。まず、十二月十二日現在、市民はどこに

ところ、十二月十二日二十時、「南京死守」を宣言していた唐生智が部下を見捨てて逃亡する。ダーティンは、十二月十八日の『ニューヨーク・タイムズ』で、唐生智と配下の指揮官が「軍隊を置き去りにして逃亡した」ことを非難し、「大勢の指揮官の逃亡が兵士の間にはパニックを引き起こした」と記している。

われた。看護婦の宿舎からも品物が持ち去られた」(ダーティン)

三氏は南京で別々に行動しながらも、その記事の記述は明らかに似通っている。ステイール、ダーティンの記事は、ベイツ「レポート」に完全に影響され、依拠しつつ書かれたのは明白であろう。ひいてはティンパーリらもくろんだように国民党の宣伝戦略にまったく乗せられていたというしかない。

安全地帯で虐殺はあったのか

このように、日本軍を告発した同工異曲

そのパニックとは、戦線から離脱しようとする兵士、離脱しようとする友軍兵士にそうはさせまいと発砲する督戦隊との国民党軍どうしの戦闘や、さらにはやがてその督戦隊も逃げ出し……城壁から脱出しようとする兵士、北門から逃げ出そうと狭い通路に殺到して圧死する兵士、ついに武器を投げ捨て軍服も脱ぎ捨て市民になりすまして安全地帯に侵入する兵士、市民の服がないたため市民から服を奪う兵士たち等々によって生み出されたものであった。この混乱の責任の多くは、ダーティンが指摘する通り、中国国民党側にあったというしかない。

このような混乱とパニックが十二月十二日の夜から十三日まで続く。『ニューヨーク・タイムズ』や日本軍の記録によると、「軍服武器の散乱」があったという。つま



高品質の

コスト ダウン

にお応えします。



印画紙・フィルムが不要

カラーCTP印刷の
コストダウン

A5並製
180頁/4000部

概算 **96** 円

本文、カバー(4C)、帯(1C)
データ支給/プリンタ色校正/
印刷(用紙含)、製本

モノクロCTP印刷

四六並製
240頁/4000部

概算 **60** 円

本文(1C)、カバー(4C)、帯(1C)
データ支給/印刷(用紙含)製本

03(3268)6301



モリモト印刷株式会社

り、十二日から十三日にかけて、中国兵が軍服を脱いで市民の避難していた安全地帯に乱入し潜伏するのだ。僅か、三・八六平方キロの安全地帯は市民と逃げてきた兵士で渾然一体となってしまったのである。

他方、安全地帯の「外」は、ベイツからの情報に基づいたと思われるティンパリーや、ルイス・スマイス教授、南京ドイツ大使館のパウル・シャルフェンベルク事務局長も記していたように、事実上の「無人地帯」であった。

従ってベイツや記事の言うような市民虐殺がその時点で起きたとすれば、それは事実上全市民が避難した安全地帯で発生したはずではないか。もしくは、その安全地帯から外に市民が連行されて殺されたかのどちらかでなくてはならない。そうすると、新聞記事に言うような市民虐殺や連行が起っていたならば、市民や欧米人が必ず見聞していたはずであった。

だが、もし安全地帯の「外」に人がいたとすれば、それはまぎれもなく中国兵でしかなかった。ステイルが「市内にはまだ潜伏して狙撃してくる中国兵がいて、日本兵が彼らを掃射していた」（「アメリカ関係資料編」というように、安全地帯の外に

録集が英文の『南京安全地帯の記録』（上海のケリー・ウォルシュ社）として一九三九年夏に公刊されているので、それを見ても、右の三日間に報告された殺人事件はゼロであった。

これにたいしては、聞きモレ、記録モレがあるのではという指摘も一応考えられるので、他の欧米人の記録なども見てみる。

欧米人は日記や手紙などの個人的記録を残していた。例えば国際委員会委員長ジョン・ラーベの日記（『南京の真実』講談社文庫）、ヴォートリンの日記（『南京事件の日々——ミニ・ヴォートリンの日記』大月書店）などが残っているほか、ベイツやジョージ・フィッチその他のアメリカ人の記録も先の「アメリカ関係資料編」に収められている。

一方、南京市民の訴えた出来事は『南京安全地帯の記録』に、また中国人の記録は『南京事件資料集』の「中国関係資料編」に、他方日本軍将兵の証言や戦闘詳報は『南京戦史資料集二巻』（偕行社）に収められている。これらの南京事件関係史料を全て集めて、それを「事件」毎に分類し、全「事件」をリストアップした膨大な「南京事件の全て——データベースによる全事件

中国兵がいたことは否めない。

また彼が「日本軍は全市を一瞬のうちに手に入れたのではありません。日本軍が入ってきたところから、一区画、一区画と徐々に中国軍を狩り集めながら、整然と進んできたのです。（略）占領を完了するのは数日かかりました」（前出）と認めているように、日本軍と中国軍との戦闘状態は城門陥落後も数日間続くのである。このような人口分布の中の城内に、そして今なお続く戦闘状態の中で、日本軍が城内に入っていたのである。

もう一度繰り返すが、市民虐殺が起きたとすれば被害者は常に安全地帯の人々であったはずだ。さて、全市民が避難したこの安全地帯には、日本軍の第七連隊のみが入った。それ以外の日本軍将兵は安全地帯に入るのを拒否されている。

この第七連隊は、十二月十四日、十五日、十六日の三日間、「残敵ヲ掃蕩シ以テ南京城占領ヲ確實ナラシメントス」るため、何処の戦場でも展開される残敵掃蕩戦を実施し、中国軍正規兵を摘発していった。そして「抵抗の気配」のある者にかぎって処刑し、それ以外の者は苦力として使

リストアップ』（仮称）が、昨年春、富沢繁信氏の手でまとめられ、その詳細は昨年三月の「日本『南京』学会」でも発表された。

それによると、南京の全殺人事件は二十七件となっている。しかも目撃された殺人は一月九日の「合法的処刑」の一件に過ぎなかった。その他の二十六件は誰が目撃したか不明の伝聞でしかなかった。これは城門陥落の十二月十三日から翌年二月までのリストアップであって、いま問題の「陥落からの三日間」に限って言えば、南京の市民や欧米人が記録した殺人事件は一つもなかったことになる。つまり、ベイツやステイルや、ダーティンの書いたような「至るところに市民の死体」とか「どの通りにも民間人の死体」という市民被害は、このように一件も見当らないのである。

一方、市民が日本軍による「残敵掃蕩」の際に間違っ捕らえられたのではないか、という疑問も出て来よう。しかし、その疑いは極めて低い。なぜなら第七連隊は、手のタコや軍帽跡まで調べていた。そのうえ、「本十五日迄捕獲シタル俘虜ヲ調査セシ所ニ依レバ殆ド下士官兵ノミニシテ将校ハ認メラレザル情況ナリ」と記して、

っている。

以上が、陥落前の十二月十二日、並びに十二月十三日から十五日までの南京の様相である。さて、そういう状況下で、日本軍は市民と戦争捕虜を虐殺したのか、言い換えれば南京の欧米人はステイルやダーティンの言うような出来事を本当に目撃ないし直接見聞していたのか。それが次に問われねばならない。

戦争捕虜の処刑だったのか？

欧米人が見聞した事件は「市民重大被害報告」として欧米人の手で一冊の「安全地帯記録」に編集されている。これは国際委員会が日本大使館宛てに善処を訴えたといわれるもので、ティンパリーが「日本軍南京占領の最初の二ヶ月間に報告された話を完全にとり揃えている」と言うように、十二月十五日夜に妻を暴行した日本兵を追いかけて逆に射殺されたという二人の中国人の夫にかんする伝聞の話や「手袋二つ」が盗まれたという伝聞の話まで含めて、全の被害届けを日本大使館に通告したものである。

この南京の不祥事件を完全に網羅した記将校がいけないことに注意を喚起していた。ということとは、捕らえられた者が市民か兵士かを厳しく選別したうえ、兵士とすれば階級まで確認していたことを意味するからである。

このように、城内では市街戦はなかったが、散発的な銃撃はあった。城門陥落二日目の十二月十四日、「中山路の十字路」で日本軍部隊は武装した敵兵百五十名を捕らえ、「抵抗の気配のあった三、四名」を射殺している。このようなことが散発的に起きていたのは事実である。先程も述べたように、城門陥落後数日間はまだ完全なる占領とは言えず、やるかやられるかの「戦闘状態」が継続中だった。従って、これは戦闘による戦死に当る。城外では十二月十三日、十四日と、今なお激戦が続き、上海戦以来最大の死傷者が出た日本軍部隊もあつた。

ところで、今日、南京の虐殺問題で最大の争点となっているのは、日本軍の行った中国兵に対する処刑である。例えば、日本軍は摘発した中国兵の一部を白昼堂々と揚子江岸などで処刑していた。第七連隊は「刺殺殺数（敗残兵）六六七〇」と戦闘詳報に記している。

では、かかる日本軍の処刑は不法行為であったのか。拙著『南京虐殺』の徹底検証では当時南京にいた欧米人がこの処刑を不法と非難しなかったことを詳論した。またそのことは昨年の本誌二月号の秦郁彦氏や松本健一氏との座談会「問題は『捕虜処断』をどう見るか」でも力説したが、ここでは別の観点から最新の事例を使って読者に判断材料を提示しておきたい。

タリバンと同じ扱いなのか

現在キューバのグァンタナモ軍基地に、アルカイダやタリバンの兵士が拘束されている。今年一月十一日ワシントン発の翌日付け朝日新聞夕刊は、ラムズフェルド国防長官が「戦時捕虜（戦争捕虜）の待遇を定めたジュネーブ条約は（抑留者には）適用されないとの見解を表明」（括弧内は引用者）したことを伝えていた。プッシュ政権は一致して彼らを戦争捕虜（*prisoners of war*）ではなく抑留者（*detainees*）と認定している。

インターネットで検索してみると、ラムズフェルドは次のように発言していた。「彼らは戦争捕虜ではないから戦争捕虜と

らない考えからばかすべきだとする考えには、まさに根本的に欠陥がある。その区別をばかさないよう、我々は望む」（傍点筆者）

このラムズフェルドの指摘と論理を、南京の城門陥落時に当てはめてみるとどうなるだろうか。

一九三七年当時、南京では、ハーグ陸戦法規が適用されていた。文言の違いを別にすれば、その第一条「交戦者ノ資格」は、一九四九年のジュネーブ条約の第三条約の「第四条（捕虜となるもの）」と、全く同一なのである。

するとどうなるか。城門陥落後も数日続いた戦闘状態のなか中国軍は降伏の意思表示を行なわなかった。そのような中の中国兵を四条件に照らしてみると次のようになる。

- ① 唐生智以下の将校が逃亡し、指揮官不在であった。
- ② 彼らは軍服を脱ぎ捨て、「遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト」に違反していた。
- ③ 武器を隠し持ち、「公然兵器ヲ携帯スルコト」に違反していた。（一九三八年三月までに日本軍が発見した中国兵の隠匿兵器

してではなく不法戦闘員 *unlawful combatants* として扱ふ。その…私の理解するところ、専門的には、不法戦闘員はジュネーブ条約の定める如何なる権利も有しないのである」（…は原文通り）

そこで、ある記者が「戦時中に捕らえられた戦闘員が（略）なぜ戦争捕虜と見なされなくてもよいのか」と質問したのにならして、ラムズフェルドは次のように答えた。

「それは法律家の専門的問題で、その適用に際しては一般に求められる一連のことがある。軍服。（略）…人が如何に武器を携行しているか…目に見えるようにか、又は見えないようにか。（略）彼らがそうでない限り、彼らは別の範疇に入ると私は法律家たちから言われている」（…は原文通り）これは「捕虜の待遇に関する一九四九年八月十二日のジュネーブ条約（第三条約）」に立脚する見解で、戦闘員は条件を満たして初めて戦争捕虜として待遇されるというのである。「第四条（捕虜となるもの）」は、その条件を次のように記している。

- ① 部下について責任を負う一人の者が指揮していること
- ② 遠方から認識することができる固着の

は「トラック五十台分」に達していた。

④ 以上の三条件を踏みにじったことは、とりもなおさず「戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコト」を踏みにじったことを意味する。

中国兵は、こういった捕虜になるための四条件をことごとく破って、ハーグ陸戦法規の起草者が夢想だにしなかった禁忌を冒したのである。

戦前、立作太郎東京帝国大学教授（戦時国際法）は、交戦者と非交戦者の区別こそハーグ陸戦法規の「主要観念中の最も重要な」観念と指摘していた。

ラムズフェルドも、この見解にのっとって「彼らが高水準の保護を提供される理由は、彼らが合法戦闘員だからだ」と述べているのである。不法戦闘員ではなく合法戦闘員であればこそ、戦闘員は助命という最高の保護を享受できるのである。

しかし、南京の中国兵の多くは、戦争捕虜（*prisoners of war*）にはなれない。「不法戦闘員」の範疇に入るのだ。その「不法戦闘員の処刑」を「戦争捕虜の処刑」と置き換えて非難すること自体が、そもそも矛盾であり、今日の南京問題を巡っての混乱を生み出す元凶だったのでないか。

特殊標章を有すること

③ 公然と武器を携行していること

④ 戦争の法規及び慣例に従って行動していること

この「第三条約」に則して、ジョージタウソンのアンソニー・アレンド教授（戦時国際法）は、「タリバンの歩兵など一部は捕虜になれたとしても大多数は捕虜にはなれない不法戦闘員だろう」（一月二十八日産経新聞）と述べている。

更に今年一月二十七日、ラムズフェルドは「ジュネーブ条約の最も重要な見解の一つは合法戦闘員と不法戦闘員との区別である」と指摘して、次のようにも語っている。

「この合法戦闘員と不法戦闘員との間の区別を私たちがばかすならば、それは私たちの軍隊と他国の軍隊の観点からして恐ろしく危険なことである。不法戦闘員とは、非戦闘員のように見せかけて、非戦闘員を危険ならしめる人である。そして合法戦闘員とは私が述べたように、軍服を着て、武器を見せて、組織的作戦についている人である。彼らが高水準の保護を提供される理由は、彼らが合法戦闘員だからだ。その区別をばかすことがよいことだという何か分かる。

ベイツの表と裏の「顔」

これまで見てきたように、いわゆる市民の虐殺も、いわゆる戦争捕虜の虐殺も、南京ではなかったと見るのが正しい分析だと思ふ。

そこでもう一度ステイール、ダーディン、ベイツの記述に戻ってみたい。

ステイールが「日本軍は三〇〇人の中国人の一群を整然と処刑した」という時の「中国人」にしても、ダーディンが「揚子江岸で筆者は二〇〇人の男の処刑を目撃した」という時の「男」にしても、それはいわゆる「市民」ではなく摘発された「中国兵」のことだった。

また、「五フィートの死体の山の上をやむなくクルマを走らせた」というステイールの記事にしても、「日本軍の下関門の占領は防衛軍兵士の集団殺戮を伴った。彼らの死骸が高さ六フィートの小山を築いていた」というダーディンの記事（前出）にしても、十二日の夜から十三日にかけて、下関門（挹江門）に殺到した中国兵が、友軍の督戦隊に撃たれたか、押し合って圧死してきた死体であったと見るべきである。

実際、この点は、例えば、ダーティン記者も「これらの死体の山は日本軍がここ(注・下関)を占領する前にできたように思うのです。この地域では戦闘はありませんでした」(前出『南京事件資料集』)と自らの思い違いであったことを、南京陥落からおよそ五十年後に、笠原氏に明かしている。その点ではステイールも同じ回想をしている。

また十二月十五日、安全地帯の直ぐ近くの交通部近くの防空壕で「百人以上の兵士の一群に戦車が発砲した殺戮」を自撃したというダーティンの記事は、他のどの記録にも出てこない。

それだけに、世界初の南京虐殺の情報源となったバイツ「レポート」は、言うまでもなく実名ではなく匿名でなければならなかった。この匿名こそが国民党政府顧問としてのバイツの水面下、裏での「社会的活動」を保障していたのである。

従って、表の南京大学歴史学教授としてのバイツは常に実情に即した発言に徹している。例えば「レポート」を欧米の特派員に渡した十二月十五日、東京日日新聞の二人の特派員にたいしては「秩序ある日本軍の入城で南京に平和が早くも訪れたのは何よ

筆の履歴書も見つかった。これは一九七八年(昭和五十三年)に亡くなったバイツの最晩年の履歴書にあたる。そこには「一九三八年と一九四六年、日本との戦争中の人道的奉仕にたいしてシナの政府から勲章を授与される」という興味深い事実が書かれていた。

この勲章に関する記載は、一九五八年(昭和三十三年)にユニオン大学に提出した「略歴」にもあるが、そこには一九三八年と一九四六年の受賞年は記されてなかった。何年と明記されているのはこの最晩年の自筆履歴だけである。

穿った見方かもしれないが、一九三八年に南京市民に対して援助活動をしたのはバイツだけではなかった。ラーベなど他の欧米人もいた。また、一九四六年には既に戦争は終っており、「日本との戦争中の人道的奉仕」という受賞理由が、そもそも意味をなさない。

従って、推察でしかないが、一九三八年という年は、バイツが『戦争とは何か』で世界に対して初めて四万人虐殺を主張した年であり、一九四六年という年は東京裁判でただひとりバイツが市民一万二千人虐殺を主張した年であったことを勘案すれば、

りです」と語っている。また公式資料からなる『チャイニーズ・イヤーズ・ブック一九三八—一九三九』などの四冊に「メモランダム」を掲載したときは「四万人虐殺」を暗に臭わすような記述さえなかった。東京のアメリカ大使館付武官のコービルが南京の実情調査に来たときも、バイツたち欧米人は「戦時国際法違反の殺害行為」に触れなかった。

南京虐殺に関して、それを事実だとして発言するときは、バイツは常に匿名で臨み、発言の責任が自分に及ぶのを防ぐために実名をひた隠しにしていた。

そのバイツが初めて自らの責任において公に虐殺を主張したのは、昭和二十一年(一九四六年)七月二十九日の東京裁判の法廷であった。その場で、市民射殺が何の理由もなく続くのを一部始終「観察」したし、彼自身の家からも一人の中国人が「連れ出されて殺された」とも証言した。更に「私自身、暴行の最中の兵士に出くわすと五回に及んだ」とも証言した。しかしこれは、先に紹介した南京の全記録に照らしても裏のとれない不可解な証言であったというしかない。

さらにバイツは「埋葬の調査観察検査の結果」として、「一万二千人の非戦闘員た

その論功行賞という意味あいがあったのかもしれない。

プロパガンダ 逆宣伝を見極めるべし

このようにみていけば、「火のないところに煙は立たない」というが、南京の城門陥落後に起きたことは「不法戦闘員の処刑」のみであったということが理解されよう。世界に広められた南京「虐殺」の「火種」としては、この「処刑」しか考えられない

が、その「火種」の原因を作ったのは、実は蒋介石であり、唐生智でもあった。そして、「不法戦闘員の処刑」を「市民殺害」と「戦争捕虜の殺害」として最初に「煙」を立て、最後まで煽り立て続けたのは、バイツではなかったのか。そのトリックに多くの南京研究者が引っ掛かっているのではないか。先の北村稔氏の著作も、そのあたりの説明は曖昧である。

北村氏は、「日本軍による手続きなしの大量処刑を正当化する十分な論理は構成しがたいと思われる。両者の論争は『虐殺派』優勢のうちに展開している」と指摘しているが、果してそうだろうか。バイツは東京裁判の検察側最終論告の出

る男女子供が城内で殺されたと結論づけました」と主張したのである。しかし注目すべきは、約三万の「戦争捕虜の処刑」にかんしては断言せず、結論づけなかった。武装解除後に射殺された「三万以上の兵士」の埋葬を行なうため、国際委員会は労働者を雇ったと言うにとどめている。このことは次のように解釈してよいだろう。

つまり、バイツは「メモランダム」の中にも見られるように「国際法を知っていたからである。当時も日本軍が国際法違反の「戦争捕虜処刑」を行なったという指摘は、公には、誰からも上らなかつた。アメリカ国務省ですらパネイ号爆撃事件やアリソン米領事館打撃事件に抗議するのみであった。

従って、日本軍の行なった処刑を国際法違反と言えないことは、バイツにも十分に分っていたのである。つまり不法戦闘員の処刑は、合法と認識していたのである。そのため「市民虐殺」だけを東京裁判で終始批判したというわけだ。これがバイツに残された唯一可能な主張だったからであるが、二枚舌もいどころであろう。

イエール大学では、一九七二年(昭和四十七年)十二月一日付けの「人名録用資料——マイナー・サール・バイツ」という自

る一年前、一九四七年二月六日に、M・S・Bと署名した次のような「声明」を出している。

「日本軍の南京占領の最初の二、三週間に殺された非戦闘員の男女子供の死者数は、完全ではないが低く見ても一万二千であり、武装解除された軍服姿の男の死者数は三万五千であると確信した。これらの殺人の九十パーセント以上が最初の十日間に生じ、その殆ど全てが最初の三日間に生じた」

これはバイツがその九年前に「戦争とは何か」のなかに匿名で書き加えた⑥の、「非武装の四万人近い人間が南京城内や城壁近くで殺されたことを埋葬証拠は示しており、そのうちの約三割は決して兵士ではなかった」という主張と、ほぼ同じ主張であった。

この署名入りの初の声明は日本国政府外務省の「日本軍の南京入城後、非戦闘員の殺害……等があったことは否定できない事実」(筆者宛回答)という公式見解の根拠ともなっている。だが、バイツの政治的に偏った立場が明らかとなった今では、私たちはそれが事実とは異なる逆宣伝だったことを見極めなくてはならない。